

# 公益財団法人千葉市スポーツ協会稲毛ヨットハーバー管理規程

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人千葉市スポーツ協会（以下「協会」という。）が、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第2項の規定に基づき、千葉市の許可を受けて管理する、千葉市稲毛ヨットハーバー（以下「ヨットハーバー」という。）の管理運営及び帆走に関し必要な事項を定めるものとする。

### (施設及び備品)

第2条 ヨットハーバーの施設及び備品は、次のとおりとする。

- (1) 艇陸置場
- (2) 艇係留場（浮棧橋・岸壁）
- (3) 船具ロッカー
- (4) 揚降機
- (5) 修理庫
- (6) 貸ヨット
- (7) 会議室
- (8) 艇庫
- (9) その他の附属施設及び設備
- (10) ボード・セール保管ラック

### (休業日)

第3条 ヨットハーバーの施設の休業日は、次のとおりとする。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 毎週火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たるときは、理事長が別に定める日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) その他ヨットハーバーの管理運営上必要があると認める日

### (利用時間)

第4条 ヨットハーバーの施設の利用時間は、午前9時から午後5時まで（休業日に当たる日を除く。）とする。

ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

### (行為の禁止)

第5条 ヨットハーバーの利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 遊泳又は漁労をすること

- (2) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為
- (3) 協会の許可を受けずに物品販売、業としての撮影、その他営利を目的とする行為
- (4) 所定の場所以外で火気を使用すること。
- (5) 塵芥、汚物その他衛生上有害と認められるものを投棄し、又は放置すること。
- (6) その他ヨットハーバーの管理運営上支障のある行為

## 第2章 ヨットハーバーの施設の利用

### (利用の許可)

第6条 ヨットハーバーの施設を利用しようとする者は、理事長の許可を受けなければならない。

- 2 理事長は、ヨットハーバーの管理運営上必要があると認めるときは、前項の規定による利用の許可に条件を付することができる。

### (利用の許可の期間)

第7条 前条第1項の規定による利用の許可の期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 艇陸置場、艇係留場（浮棧橋・岸壁）及び船具ロッカー、艇庫、ボード・セール保管ラック、その他艇庫等面積貸利用施設 1年間を限度とし、年度を越えないものとする。
- (2) 前号に掲げる施設以外のヨットハーバーの施設 1日又は1回を限度とする。

### (利用許可申請書)

第8条 第6条第1項の規定により次の各号に掲げるヨットハーバーの施設を利用しようとする者は、それぞれ当該各号に定める利用許可申請書を理事長に提出しなければならない。

- (1) 艇陸置場 千葉市稲毛ヨットハーバー艇陸置場利用許可申請書（様式第1号）
- (2) 艇係留場（浮棧橋又は岸壁） 千葉市稲毛ヨットハーバー艇係留場利用許可申請書（様式第2号）
- (3) 船具ロッカー 千葉市稲毛ヨットハーバー船具ロッカー利用許可申請書（様式第3号）
- (4) 揚降機 千葉市稲毛ヨットハーバー揚降機利用許可申請書（様式第4号）
- (5) 修理庫 千葉市稲毛ヨットハーバー修理庫利用許可申請書（様式第5号）
- (6) 貸ヨット 千葉市稲毛ヨットハーバー貸ヨット利用許可申請書（様式第6号）
- (7) 会議室 千葉市稲毛ヨットハーバー会議室利用許可申請書（様式第7号）
- (8) 艇庫（艇保管） 千葉市稲毛ヨットハーバー艇庫（艇保管）利用許可申請書（様式第8号）
- (9) 艇庫・船具ロッカー室 千葉市稲毛ヨットハーバー艇庫・船具ロッカー室利用許可申請書（様式第9号）
- (10) ボード・セール保管ラック 千葉市稲毛ヨットハーバーボード・セール保管ラック利用許可申請書（様式第10号）

- 2 前項の規定による利用許可申請書の提出は、当該施設利用日又は当該施設利用開始日の1ヶ月前から利用日までの間に行わなければならない。
- 3 ヨットハーバー施設を利用するものは利用許可申請時において、本管理規程及び利用許可申請書に記載の事項について遵守するものとする。

#### (利用許可書)

第9条 理事長は、前条の規定による申請について第6条第1項の規定による許可をしたときは、当該申請をした者に対して次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める許可書等を交付する。

- (1) 艇陸置場 千葉市稲毛ヨットハーバー艇陸置場利用許可書(様式第11号)及び千葉市稲毛ヨットハーバーステッカー(様式第12号)
- (2) 艇係留場(浮棧橋又は岸壁) 千葉市稲毛ヨットハーバー艇係留場利用許可書(様式第13号)
- (3) 船具ロッカー 千葉市稲毛ヨットハーバー船具ロッカー利用許可書(様式第14号)
- (4) 揚降機 千葉市稲毛ヨットハーバー揚降機利用許可書(様式第15号)
- (5) 修理庫 千葉市稲毛ヨットハーバー修理庫利用許可書(様式第16号)
- (6) 貸ヨット 千葉市稲毛ヨットハーバー貸ヨット利用許可書(様式第17号)
- (7) 会議室 千葉市稲毛ヨットハーバー会議室利用許可書(様式第18号)
- (8) 艇庫(艇保管) 千葉市稲毛ヨットハーバー艇庫(艇保管)利用許可書(様式第19号)
- (9) 艇庫・船具ロッカー室 千葉市稲毛ヨットハーバー艇庫・船具ロッカー室利用許可書(様式第20号)
- (10) ボード・セール保管ラック 千葉市稲毛ヨットハーバーボード・セール保管ラック利用許可書(様式第21号)

#### (利用の不許可)

第10条 理事長は、次の各号の一に該当するときは、ヨットハーバーの施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は備品を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業又はその関係者、その他反社会勢力であると認められたとき。
- (4) その他ヨットハーバーの管理運営上支障があると認められるとき。

#### (利用の制限等)

第11条 理事長は、第6条第1項の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号の一に該当すると認めたときは、ヨットハーバーの施設の利用を制限し、若しくは停止し、又はその利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この規程に違反したとき。又は、当協会が定めた規則を遵守しないとき。

- (2) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
  - (3) 前条第1号又は第2号に規定する利用不許可の事由が発生したとき。
  - (4) その他ヨットハーバーの管理運営上支障があると認めたとき。
- 2 第8条の申請が上記事由によって許可が取り消された場合、該当者に対し速やかな艇及び物品の撤収を催促する。
- 3 理事長は前項の催促実施後、該当者から何らかの意思表示がないまま許可取消日から3ヶ月を経過した時は当該保管物を移動し処分することができる。なお、処分費用が発生した場合は、これを該当者に請求できるものとする。

#### (利用料)

- 第12条 利用者は、別表に定める利用料（消費税込）を納入しなければならない。
- 2 前項に規定する利用料は、前納（一括）とする。ただし、3ヶ月以上の利用許可期間が発生する申請について、納入期限日は利用開始日の翌月末日とする。
- 3 利用料を納入期限日までに納めない場合、当該施設に艇及び物品を放置・占用している者に対し、速やかに利用料の支払督促を行なうものとする。
- 4 前項該当者へ納入期限日翌日を起算日とし、年利5%の遅延損害金を通常料金に付加した額を請求する。
- 5 理事長は督促実施後、該当者から納付がないまま納入期限日から3ヶ月を経過した時は直ちに利用許可取消しとする。又、当該保管物を移動し処分（売却含）することができ、売却した場合は未払分と相殺する。なお処分に至るまでに発生した料金（損害金及び処分費用）を該当者に請求できるものとする。

#### (利用料の減免)

- 第13条 理事長は、次の各号の一に該当するときは、利用料を減免することができる。
- (1) 教育上の目的により児童・生徒等が利用するとき。
  - (2) 公益を増進すると認められるとき。
  - (3) その他理事長が特に必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定により利用料の減免を受けようとする者は、千葉県稲毛ヨットハーバー利用料減免申請書（様式第22号）を理事長に提出しなければならない。

#### (利用料の還付)

- 第14条 理事長は、下記事由が発生したとき、その全部又は一部を還付することができる。
- (1) 災害その他利用者の責に帰することができない理由により利用開始前に利用不能となった時。 全額
  - (2) その他理事長が特別の理由があると認めたとき。 理事長が認める額
  - (3) 利用者が、許可期間途中で利用を取りやめるとき。 利用許可取消日から利用期間満了日までの金額を、別表利用料金表の区分（1ヶ月及び1日）に応じ積算した額
- 3 利用料の還付を受けようとする者は、千葉県稲毛ヨットハーバー利用料還付申請書（様式第23号）に利用料を納付したことを証する書類その他必要な書類を添えて理事長に提

出しなければならない。

#### (利用権の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、利用の権利を譲渡、又は転貸してはならない。

### 第3章 帆走

第16条 帆走をすることができる区域（以下「帆走区域」という）は、北緯35度36分27秒東経140度04分09秒の地点、北緯35度36分06秒東経140度02分56秒の地点、北緯35度36分36秒東経140度02分20秒の地点及び北緯35度37分34秒東経140度02分48秒の地点を順次直線で結んだ区域とする。ただし、理事長が特に必要があると認める時は、この区域内において帆走区域を制限することができる。

#### (帆走時間)

第17条 帆走をすることができる時間は、午前9時から午後4時まで（月曜日（祝日又は休業日に当たる日を除く。）にあっては、午前9時から正午まで）とする。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

#### (帆走をすることができる者)

第18条 帆走（強化訓練のための帆走を除く。）をすることができる者は、16歳以上で協会が主催する安全講習会の受講終了証の交付を受けている者その他理事長が特に必要と認めた者とする。

2 強化訓練のための帆走をすることができる者は、国、県又は千葉市が主催する各種大会又は選考会において選ばれた選手、監督、コーチ及びセーリングパートナーで、かつ、千葉市セーリング協会が強化訓練対象者として強化訓練対象者届出書（様式第24号）により理事長に届け出た者とする。又、強化訓練実施日に強化訓練帆走者名簿を提出しなければならない。

#### (帆走をすることができる艇)

第19条 帆走をすることができる艇は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条に規定する資格を得たものが乗船する艇
- (2) その他理事長が特に必要と認めた艇

#### (帆走の許可)

第20条 帆走をしようとする者は、理事長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規程により帆走しようとする者は、千葉市稲毛ヨットハーバー帆走許可申請書（様式第6号、様式第25号）を帆走しようとする日に理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、前項の規定による申請について第1項に規定する許可をしたときは、当該申請者に対して番号を付した千葉市稲毛ヨットハーバー標旗（様式第26号）を貸与し、こ

れを掲げさせるものとする。

#### (帆走)

第21条 前条第1項の規定により帆走の許可を受けた者が帆走をしようとするときは、公益財団法人千葉県スポーツ協会稲毛ヨットハーバー安全運用規程（平成24年4月1日施行。以下「安全運用規程」という。）を遵守しなければならない。

#### (帆走の不許可等)

第22条 理事長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、帆走の許可をせず、又は既になした帆走の許可を取り消すことができる。

- (1) この規程又は安全運用規程に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により帆走の許可を受けた事実が明らかになったとき
- (3) ヨットハーバーの施設を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (4) その他ヨットハーバーの管理運営上支障があると認めるとき。

### 第4章 雑則

#### (損害賠償)

第23条 ヨットハーバーの利用者は、故意又は過失により協会又は第三者に損害を与えたときは、直ちにその旨協会に届け出るとともに、それを賠償する責を負わなければならない。

2 協会は、天災その他やむを得ない事由又は第三者の行為により利用者に生じた損害の賠償については、一切その責を負わないものとする。

#### (航行をすることができる艇)

第24条 第20条に定めるものの他ヨットハーバーからは、監視艇その他理事長が特に必要と認められた艇の航行をすることができる。

2 前項の規程により航行をしようとする者は、千葉県稲毛ヨットハーバー航行届（様式第27号）を理事長に提出しなければならない。

#### (寄港の届出)

第25条 ヨットハーバーに寄港しようとする者は、あらかじめ理事長に届け出なければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由による寄港の場合にあっては、この限りではない。

#### (行事の許可)

第26条 ヨットハーバーにおいて帆船のレース等の行事を開催しようとする者は、あらかじめ千葉県稲毛ヨットハーバー行事申請書（様式第28号）を提出して理事長の許可を受けなければならない。

(委任)

第27条 この規程に定めるもののほか、ヨットハーバーの管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

※下記利用料は消費税込金額を表示

1 艇陸置場利用料

区分	1月未満	1月以上1年未満	1年間 (割引料金)
	1日につき	1月につき	
4m以内の艇	690円	9,640円	111,240円
4mを超え 5m以内の艇	930円	14,350円	148,330円
5mを超え 6m以内の艇	1,280円	18,580円	210,120円

備考

- 1 利用の許可の期間が1年未満の場合において、その期間に1月未満の端数があるときは、日割り計算を行い徴収する。
- 2 納入期限までに利用料を納めた場合は割引料金が適用される。
- 3 大学のヨット部等（当該学校の長が認めた課外活動を行う団体に限る。）が当該団体本来の活動のために利用するときは、半額とする。なお10円未満の端数があるときは、切り捨てて利用料金を徴収する。
- 4 千葉市が認めた青少年育成団体の艇陸置場利用料

1月未満	1月以上 1年未満	1年間
1日につき	1月につき	
270円	4,020円	44,490円

2 縦置ラック利用料

区分	1月未満	1月以上1年未満	1年間 (割引料金)
	1日につき	1月につき	
4m以内の艇	420円	5,790円	66,740円
4mを超え 5m以内の艇	550円	8,600円	88,990円

備考

- 1 利用の許可の期間が1年未満の場合において、その期間に1月未満の端数があるときは、日割り計算を行い徴収する。
- 2 納入期限までに利用料を納めた場合は割引料金が適用される。

### 3 艇係留場（浮棧橋）利用料

区 分	一 般 艇	協 力 艇
1 月未満	1 日につき 2,700円	1 日につき 2,700円
1 月以上 1 年未満	1 月につき 45,900円	1 月につき 22,950円
1 年間（割引料金）	501,490円	250,730円

備考

- 1 協力艇とは、監視協力のための出艇を年間 15 日間義務付けている艇をいう。
- 2 利用の許可の期間が 1 年未満の場合において、その期間に 1 月未満の端数があるときは、日割り計算を行い徴収する。
- 3 納入期限までに利用料を納めた場合は割引料金が適用される。

### 4 艇係留場（岸壁）利用料

区 分	一 般 艇	協 力 艇
1 月未満	1 日につき 2,700円	1 日につき 2,700円
1 月以上 1 年未満	1 月につき 27,530円	1 月につき 13,770円
1 年間（割引料金）	300,870円	150,430円

備考

- 1 協力艇とは、監視協力のための出艇を年間 15 日間義務付けている艇をいう。
- 2 利用の許可の期間が 1 年未満の場合において、その期間に 1 月未満の端数があるときは、日割り計算を行い徴収する。
- 3 納入期限までに利用料を納めた場合は割引料金が適用される。

### 5 船具ロッカー利用料

区分	1 月以上 1 年未満	1 年 間（割引料金）
小型船具ロッカー	1 月につき 580 円	6,460 円
大型船具ロッカー	1 月につき 820 円	9,060 円
倉庫利用 （1 m <sup>2</sup> あたり）	1 月につき 920円	11,040円

備考

- 1 納入期限までに利用料を納めた場合は割引料金が適用される。（倉庫利用は除く。）

### 6 艇庫

区 分	1 月以上 1 年未満	1 年 間
倉庫利用 （1 m <sup>2</sup> あたり）	1 月につき 920円	11,040円

備考

- 1 艇庫に艇を保管する場合、1 艇陸置場利用料に対して 25%増しの料金設定とする。なお、

10円未満の端数があるときは、切り捨てて利用料を徴収する

2 利用の許可の期間が1年未満の場合において、その期間に1月未満の端数があるときは、日割り計算を行い徴収する。（艇保管時のみ適用。）

3 納入期限までに利用料を納めた場合は割引料金が適用される。（艇保管時のみ適用。）

#### 7 揚降機利用料

区 分	1回につき
一 般	1,170円
学 生	580円

#### 8 修理庫利用料

区 分	金 額
1区画1日につき	580円

#### 9 貸ヨット利用料

区 分	1日、1回につき						
	トッパー	シーホッパー	Y-15	RSビジョン	シカーラ	ディレーラ	—
一 般	4,710円	5,880円	7,050円	7,050円	7,050円	9,410円	—
学 生	2,340円	2,930円	3,520円	3,520円	3,520円	4,710円	—

#### 10 会議室利用料

区 分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
一般	1,400円	1,400円	2,570円
学生	690円	690円	1,270円

#### 11 その他の附属施設及び備品の利用料

区 分	金 額
洗艇機	1回につき 100円
シャワー	
コインロッカー（中型）	
コインロッカー（大型）	1回につき 200円
ライフジャケット	

## 1 2 コピー・FAX

区 分		料金 (1 枚)	
コピー	モノクロ	10 円	
	カラー	50 円	
FAX	送 信 (国内のみ)	市 内	10 円
		県内市外	20 円
		県 外	30 円
	受 信		10 円

## 1 3 ボード・セール保管ラック利用料

区分	利用料
1 日	210 円
1 カ 月	5,880 円
1 年 間 (割引料金)	58,850 円

### 備考

- 1 利用の許可の期間が1年未満の場合において、その期間に1月未満の端数があるときは、日割り計算を行い徴収する。
- 2 納入期限までに利用料を納めた場合は割引料金が適用される。
- 3 大学の部活動等（当該学校の長が認めた課外活動を行う団体に限る。）が当該団体本来の活動のために利用するときは、半額とする。なお10円未満の端数があるときは、切り捨てて利用料金を徴収する。

様式第1号(第8条関係)

千葉県稲毛ヨットハーバー艇陸置場利用許可申請書

平成 年 月 日

公益財団法人 千葉県スポーツ協会

理事長 様

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

電話番号(自宅)

(携帯)

本利用許可申請書に記載の千葉県稲毛ヨット  
ハーバー艇陸置場利用にともなう遵守事項を  
承認の上、次のとおり申請します。

メールアドレス

団 体 名

修了証番号

艇の要目	艇種		艇名		艇質	
	艇色		艇の長さ		艇の巾	
	吃水		定員数		セール番号	
利用期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで					
共同所有者	氏名	年齢	住所		電話番号	
利用料	種 別	4m以内 ・ 5m以内 ・ 6m以内	月額	円	料	円
	料金区分	年額 ・ 月額 ・ 日額	月数		金	(消費税込)
艇陸置場番号						
備考						

[注] 太枠の中を記入してください。

受付印

領収印

千葉県稲毛ヨットハーバー艇陸置場利用にともなう遵守事項  
(稲毛ヨットハーバー管理規程による)

1. 利用許可内容および利用期間

- ①利用許可内容は、本申請書表面に記載のある艇の当施設陸置場への保管のみといたします。
- ②利用(保管)期間は、表面に記載の利用期間といたします。
- ③利用(保管)期間中、途中で利用を取りやめる場合は、希望日の1ヶ月前までに申し出てください。
- ④艇陸置場利用(保管)期間は最長1年間となります。(ただし、年度を越えない。)
- ⑤お客様が次年度の艇陸置場利用の更新を希望しない場合は、利用許可期間満了日の1ヶ月前までにお知らせください。
- ⑥次年度艇陸置場利用の更新案内は利用当該年度3月中に当協会よりご案内(郵送)させていただきます。更新される場合も、その都度(各年度ごとに)利用許可申請が必要となります。

2. 利用許可の取消し

- ①次の場合の一つに該当する事由があったときは、当協会は何ら通知催告を要することなく直ちに利用許可を取り消すことができるものといたします。
  - ・本遵守事項に違反したとき
  - ・偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
  - ・当協会の承諾なく転貸又はこれらに準ずる行為があったとき。
  - ・その他ヨットハーバーの管理運営上支障があると認められたとき。
- ②利用許可取消し後は速やかに艇の搬出をお願いいたします。
- ③利用許可取消後、当協会による艇搬出催促に対し、お客様から何らかの意思表示がないまま許可取消日から3ヶ月を経過したときは、当該艇を移動または処分させていただきます。なお、納入済みの利用料の払い戻しは行なわないとともに、処分に係る費用を別途請求させていただきますのでご了承ください。

3. 艇陸置場利用料

- ①利用料金は一括払い(前納)となります。
- ②艇陸置場利用料は表面利用料金欄に記載の額とし、当協会が提示した納入期限日までに指定口座または、稲毛ヨットハーバー窓口にて納入してください。
- ③3ヶ月以上利用期間が発生する申請について、納入期限日は利用開始日の翌月末日といたします。なお1年間利用において、4月30日までに一括納付された方は割引料金が適用されます。
- ④年度途中からご利用される場合(1月以上1年未満)当該利用期間に端数があるときは、日割り計算した料金とさせていただきます。
- ⑤利用料を納入期限日までに納めない場合、納入期限日翌日を起算日とし通常利用料に加え年利5%の遅延損害金を別途お支払いいただきます。また、未納付のまま納入期限日から3ヶ月を経過した場合は、利用許可取消しとし当該艇を移動・処分させていただきます。なお処分後は、利用許可日から処分日までの利用料金(遅延損害金含む)及び処分費用を請求させていただきますのでご了承ください。

4. 免責

- ①艇陸置場に保管中のお客様の艇について、当協会の責めに帰さない事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任を当協会は一切負わないものとします。

5. その他

- ①申請時の内容に変更がある場合は、速やかに稲毛ヨットハーバーにご連絡ください。

様式第2号(第8条関係)

千葉市稲毛ヨットハーバー艇係留場利用許可申請書(浮棧橋・岸壁)

平成 年 月 日

公益財団法人 千葉市スポーツ協会  
理事長 様

郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号(自宅)  
(携帯)  
メールアドレス  
団 体 名  
修了証番号

申請者

本利用許可申請書に記載の千葉市稲毛ヨット  
ハーバー艇係留場利用にともなう遵守事項を  
承認の上、次のとおり申請します。

艇の要目	艇種		艇名		艇質	
	艇色		艇の長さ		艇の巾	
	吃水		定員数		セール番号	

利用期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
------	-------------------------

共同所有者	氏名	年齢	住所	電話番号

利用料	料金区分	年額 ・ 月額 ・ 日額	月額	円	料 金	円 (消費税込)
			月数			

艇係留場番号	
--------	--

備考	
----	--

[注] 太枠の中を記入してください。  
船検証写しを添付すること。

受付印	領収印

千葉市稲毛ヨットハーバー艇係留場(浮棧橋・岸壁)利用にともなう遵守事項  
(稲毛ヨットハーバー管理規程による)

1. 利用許可内容および利用期間

- ①利用許可内容は、本申請書表面に記載のある艇の当施設係留場への保管のみといたします。
- ②利用(保管)期間は、表面に記載の利用期間といたします。
- ③利用(保管)期間中、途中で利用を取りやめる場合は、希望日の1ヶ月前までに申し出てください。
- ④艇係留場利用(保管)期間は最長1年間となります。(ただし、年度を越えない。)
- ⑤お客様が次年度の艇係留場利用の更新を希望しない場合は、利用許可期間満了日の1ヶ月前までにお知らせください。
- ⑥次年度艇係留利用の更新案内は利用当該年度3月中に当協会よりご案内(郵送)させていただきます。更新される場合も、その都度(各年度ごとに)利用許可申請が必要となります。

2. 利用許可の取消し

- ①次の場合の一つに該当する事由があったときは、当協会は何ら通知催告を要することなく直ちに利用許可を取り消すことができるものといたします。
  - ・本遵守事項に違反したとき
  - ・偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
  - ・当協会の承諾なく転貸又はこれらに準ずる行為があったとき。
  - ・その他ヨットハーバーの管理運営上支障があると認めたとき。
- ②利用許可取消し後は速やかに艇の搬出をお願いいたします。
- ③利用許可取消後、当協会による艇搬出催促に対し、お客様から何らかの意思表示がないまま許可取消日から3ヶ月を経過したときは、当該艇を移動または処分させていただきます。なお、納入済みの利用料の払い戻しは行なわないとともに、処分に係る費用を別途請求させていただきますのでご了承ください。

3. 艇係留場利用料

- ①利用料金は一括払い(前納)となります。
- ②艇係留場利用料は表面利用料金欄に記載の額とし、当協会が提示した納期限日までに指定口座または、稲毛ヨットハーバー窓口にて納入してください。
- ③3ヶ月以上利用期間が発生する申請について、納入期限日は利用開始日の翌月末日といたします。なお1年間利用において、4月30日までに一括納付された方は割引料金が適用されます。
- ④年度途中からご利用される場合(1月以上1年未満)当該利用期間に端数があるときは、日割り計算した料金とさせていただきます。
- ⑤利用料を納入期限日までに納めない場合、納入期限日翌日を起算日とし通常利用料に加え年利5%の遅延損害金を別途お支払いいただきます。また、未納付のまま納入期限日から3ヶ月を経過した場合は、利用許可取消しとし当該艇を移動・処分させていただきます。なお処分後は、利用許可日から処分日までの利用料金(遅延損害金含む)及び処分費用を請求させていただきますのでご了承ください。

4. 免責

- ①艇係留場に保管中のお客様の艇について、当協会の責めに帰さない事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任を当協会は一切負わないものとします。

5. その他

- ①申請時の内容に変更がある場合は、速やかに稲毛ヨットハーバーにご連絡ください。

様式第3号(第8条関係)

千葉県稲毛ヨットハーバー船具ロッカー利用許可申請書

平成 年 月 日

公益財団法人 千葉県スポーツ協会  
理事長 様

郵便番号  
住 所  
申請者 氏 名  
電話番号(自宅)  
(携帯)

本利用許可申請書に記載の千葉県稲毛ヨット  
ハーバー船具ロッカー利用にともなう遵守事項を  
承認の上、次のとおり申請します。

メールアドレス  
団 体 名  
修了証番号

艇種		艇名		艇の長さ	m
艇色		セール番号		艇陸置番号	
利用期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで ( 月)				
利用者	住所				
	氏名及び団体名				
	電話番号	自宅	携帯		
注意事項	(1) 盗難防止に十分注意すること。 (2) ガソリン、シンナー、プロパンガスその他危険物を保管しないこと。				
利用料	大型 ・ 小型	A B C D E F G H I J	キー番号	No.	
	1年、 月	上段 中段 下段	円(消費税込)		
備考					

[注] 太枠の中を記入してください。

受付印	領収印

千葉県稲毛ヨットハーバー船具ロッカー利用にともなう遵守事項  
(稲毛ヨットハーバー管理規程による)

1. 利用許可内容および利用期間

- ①利用許可内容は、本申請書表面に記載のある物品の当施設船具ロッカーへの保管のみといたします。
- ②利用(保管)期間は、表面に記載の利用期間といたします。
- ③利用(保管)期間中、途中で利用を取りやめる場合は、希望日の1ヶ月前までに申し出てください。
- ④船具ロッカー利用(保管)期間は最長1年間となります。(ただし、年度を越えない。)
- ⑤お客様が次年度の船具ロッカー利用の更新を希望しない場合は、利用許可期間満了日の1ヶ月前までにお知らせください。
- ⑥次年度船具ロッカー利用の更新案内は利用当該年度3月中に当協会よりご案内(郵送)させていただきます。更新される場合も、その都度(各年度ごとに)利用許可申請が必要となります。

2. 利用許可の取消し

- ①次の場合の一つに該当する事由があったときは、当協会は何ら通知催告を要することなく直ちに利用許可を取り消すことができるものといたします。
  - ・本遵守事項に違反したとき
  - ・偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
  - ・当協会の承諾なく転貸又はこれらに準ずる行為があったとき。
  - ・その他ヨットハーバーの管理運営上支障があると認められたとき。
- ②利用許可取消し後は速やかに保管物品の撤去をお願いいたします。
- ③利用許可取消後、当協会による保管物品撤去催促に対し、お客様から何らかの意思表示がないまま許可取消日から3ヶ月を経過したときは、当該保管物品を移動または処分させていただきます。なお、納入済みの利用料の払い戻しは行なわないとともに、処分に係る費用を別途請求させていただきますのでご了承ください。

3. 船具ロッカー利用料

- ①利用料金は一括払い(前納)となります。
- ②船具ロッカー利用料は表面利用料金欄に記載の額とし、当協会が提示した納入期限日までに指定口座または、稲毛ヨットハーバー窓口にて納入してください。
- ③3ヶ月以上利用期間が発生する申請について、納入期限日は利用開始日の翌月末日といたします。なお1年間利用において、4月30日までに一括納付された方は割引料金が適用されます。
- ④年度途中からご利用される場合(1年以上1年未満)当該利用期間に端数があるときは、日割り計算した料金とさせていただきます。
- ⑤利用料を納入期限日までに納めない場合、納入期限日翌日を起算日とし通常利用料に加え年利5%の遅延損害金を別途お支払いいただきます。また、未納付のまま納入期限日から3ヶ月を経過した場合は、利用許可取消しとし当該保管物品を移動・処分させていただきます。なお処分後は、利用許可日から処分日までの利用料金(遅延損害金含む)及び処分費用を請求させていただきますのでご了承ください。

4. 免責

- ①船具ロッカーに保管中のお客様の物品について、当協会の責めに帰さない事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任を当協会は一切負わないものとします。

5. その他

- ①申請時の内容に変更がある場合は、速やかに稲毛ヨットハーバーにご連絡ください。

様式第4号(第8条関係)

千葉県稲毛ヨットハーバー揚降機利用許可申請書

平成 年 月 日

公益財団法人 千葉県スポーツ協会  
理事長 様

郵便番号  
住 所  
申請者 氏 名  
電話番号(自宅)  
(携帯)  
メールアドレス  
団 体 名

次のとおり申請します。

艇陸置番号			
艇種			
利用期間	平成	年	月 日 時 分から 時 分まで
補助人員			
適 用			
利用料	学生	一般	円(消費税込)
備 考			領収印

[注] 太枠の中を記入してください。

様式第5号(第8条関係)

千葉県稲毛ヨットハーバー修理庫利用許可申請書					
					平成 年 月 日
公益財団法人 千葉県スポーツ協会					
理事長 様		郵便番号			
		住所			
		氏名			
		電話番号(自宅)			
		(携帯)			
次のとおり申請します。		メールアドレス			
		団体名			
艇種		艇名		艇の長さ	m
艇色		セール番号		艇陸置番号	
利用期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで ( 月、 日)				
利用者	住所				
	氏名及び団体名				
	電話番号	自宅	携帯		
修理内容					
利用料	区画	円(消費税込)			
備 考					領収印

[注] 太枠の中を記入してください。

様式第6号(第8条関係)

千葉県稲毛ヨットハーバー貸ヨット利用許可申請書					
帆走許可申請書					
平成      年      月      日					
公益財団法人 千葉県スポーツ協会					
理事長		様		郵便番号	
				住 所	
		申請者		氏 名	
				電話番号(自宅)	
				(携帯)	
次のとおり申請します。				メールアドレス	
				団 体 名	
				修了証番号	

  

艇種		セール番号			
		氏 名	年齢	住 所	電話番号
艇長	1				
同乗者	2				
	3				
	4				
	5				
出航日時	平成      年      月      日		午前・午後		時      分
入港日時	平成      年      月      日		午前・午後		時      分
入港届出者氏名					
利用料	学生	トッパー	RS	シカーラ	料 金
	一般	シーホッパー	Y-15	デイセーラー	
					円 (消費税込)
艇番号					領収印
備考					

[注] 太枠の中を記入してください。



様式第8号(第8条関係)

千葉県稲毛ヨットハーバー艇庫(艇保管)利用許可申請書

平成 年 月 日

公益財団法人 千葉県スポーツ協会  
理事長 様

申請者  
郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号(自宅)  
(携帯)  
メールアドレス  
団 体 名  
修了証番号  
修了証番号

本利用許可申請書に記載の千葉県稲毛ヨット  
ハーバー艇庫(艇保管)利用にともなう遵守事項を  
承認の上、次のとおり申請します。

艇の要目	艇種		艇名		艇質	
	艇色		艇の長さ		艇の巾	
	吃水		定員数		セール番号	
利用期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで					
共同所有者	氏名		年齢	住所		電話番号
利用料	種 別	4m以内 ・ 5m以内 ・ 6m以内		月額	円	料
	料金区分	年額 ・ 月額 ・ 日額		月数		金
備考						

[注] 太枠の中を記入してください。

受付印	領収印

千葉県稲毛ヨットハーバー艇庫(艇保管)利用にともなう遵守事項  
(稲毛ヨットハーバー管理規程による)

1. 利用許可内容および利用期間

- ①利用許可内容は、本申請書表面に記載のある艇の当施設艇庫への保管のみといたします。
- ②利用(保管)期間は、表面に記載の利用期間といたします。
- ③利用(保管)期間中、途中で利用を取りやめる場合は、希望日の1ヶ月前までに申し出てください。
- ④艇庫利用(保管)期間は最長1年間となります。(ただし、年度を越えない。)
- ⑤お客様が次年度の艇庫利用の更新を希望しない場合は、利用許可期間満了日の1ヶ月前までにお知らせください。
- ⑥次年度艇庫利用の更新案内は利用当該年度3月中に当協会よりご案内(郵送)させていただきます。更新される場合も、その都度(各年度ごとに)利用許可申請が必要となります。

2. 利用許可の取消し

- ①次の場合の一つに該当する事由があったときは、当協会は何ら通知催告を要することなく直ちに利用許可を取り消すことができるものといたします。
  - ・本遵守事項に違反したとき
  - ・偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
  - ・当協会の承諾なく転貸又はこれらに準ずる行為があったとき。
  - ・その他ヨットハーバーの管理運営上支障があると認められたとき。
- ②利用許可取消し後は速やかに艇(物品)の搬出(撤去)をお願いいたします。
- ③利用許可取消後、当協会による艇搬出催促に対し、お客様から何らかの意思表示がないまま許可取消日から3ヶ月を経過したときは、当該艇を移動または処分させていただきます。なお、納入済みの利用料の払い戻しは行なわないとともに、処分に係る費用を別途請求させていただきますのでご了承ください。

3. 艇庫利用料

- ①利用料金は一括払い(前納)となります。
- ②艇庫利用料は表面利用料金欄に記載の額とし、当協会が提示した納期限日までに指定口座または、稲毛ヨットハーバー窓口にて納入してください。
- ③3ヶ月以上利用期間が発生する申請について、納入期限日は利用開始日の翌月末日といたします。なお1年間利用において、4月30日までに一括納付された方は割引料金が適用されます。
- ④年度途中からご利用される場合(1年以上1年未満)当該利用期間に端数があるときは、日割り計算した料金とさせていただきます。
- ⑤利用料を納入期限日までに納めない場合、納入期限日翌日を起算日とし通常利用料に加え年利5%の遅延損害金を別途お支払いいただきます。また、未納付のまま納入期限日から3ヶ月を経過した場合は、利用許可取消しとし当該艇を移動・処分させていただきます。なお処分後は、利用許可日から処分日までの利用料金(遅延損害金含む)及び処分費用を請求させていただきますのでご了承ください。

4. 免責

- ①艇庫に保管中のお客様の艇について、当協会の責めに帰さない事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任を当協会は一切負わないものとします。

5. その他

- ①申請時の内容に変更がある場合は、速やかに稲毛ヨットハーバーにご連絡ください。

様式第9号(第8条関係)

千葉市稲毛ヨットハーバー艇庫・船具ロッカー室利用許可申請書 (物品保管区域借用)			
			平成 年 月 日
公益財団法人 千葉市スポーツ協会 理事長 様		郵便番号	
		住所	
		氏名	
		申請者 電話番号(自宅)	
本利用許可申請書に記載の千葉市稲毛ヨット ハーバー艇庫・船具ロッカー室(物品保管区域借用)		(携帯)	
利用にともなう遵守事項を承認の上、 次のとおり申請します。		メールアドレス	
		団体名	
		修了証番号	
利用期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで ( 月)		
利用者 (申請者と同じ 場合記入不要)	住所		電話
	氏名及び団体名		
	連絡先		電話
保管物内容			
利用料	使用場所	艇庫 ・ 船具ロッカー室	
	年額 ・ 月額	月額	円
	月数	面積	m <sup>2</sup> 金
円 (消費税込)			
備考			
[注] 太枠の中を記入してください。		受付印	領収印

## 千葉市稲毛ヨットハーバー艇庫・船具ロッカー室(物品保管区域借用)利用にともなう遵守事項

(稲毛ヨットハーバー管理規程による)

### 1. 利用許可内容および利用期間

- ①利用許可内容は、本申請書表面に記載のある物品の当施設艇庫・船具ロッカー室への保管のみといたします。
- ②利用(保管)期間は、表面に記載の利用期間といたします。
- ③利用(保管)期間中、途中で利用を取りやめる場合は、希望日の1ヶ月前までに申し出てください。
- ④艇庫・船具ロッカー室利用(保管)期間は最長1年間となります。(ただし、年度を越えない。)
- ⑤お客様が次年度の艇庫・船具ロッカー室利用の更新を希望しない場合は、利用許可期間満了日の1ヶ月前までにお知らせください。
- ⑥次年度艇庫・船具ロッカー室利用の更新案内は利用当該年度3月中に当協会よりご案内(郵送)させていただきます。更新される場合も、その都度(各年度ごとに)利用許可申請が必要となります。

### 2. 利用許可の取消し

- ①次の場合の一つに該当する事由があったときは、当協会は何ら通知催告を要することなく直ちに利用許可を取り消すことができるものといたします。
  - ・本遵守事項に違反したとき
  - ・偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
  - ・当協会の承諾なく転貸又はこれらに準ずる行為があったとき。
  - ・その他ヨットハーバーの管理運営上支障があると認められたとき。
- ②利用許可取消し後は速やかに保管物品の撤去をお願いいたします。
- ③利用許可取消後、当協会による保管物品撤去催促に対し、お客様から何らかの意思表示がないまま許可取消日から3ヶ月を経過したときは、当該保管物品を移動または処分させていただきます。なお、納入済みの利用料の払い戻しは行なわないとともに、処分に係る費用を別途請求させていただきますのでご了承ください。

### 3. 艇庫・船具ロッカー室(物品保管区域借用)利用料

- ①利用料金は一括払い(前納)となります。
- ②艇庫・船具ロッカー室利用料は表面利用料金欄に記載の額とし、当協会が提示した納期限日までに指定口座または、稲毛ヨットハーバー窓口にて納入してください。
- ③3ヶ月以上利用期間が発生する申請について、納入期限日は利用開始日の翌月末日といたします。なお1年間利用において、4月30日までに一括納付された方は割引料金が適用されます。
- ④年度途中からご利用される場合(1月以上1年未満)当該利用期間に端数があるときは、日割り計算した料金とさせていただきます。
- ⑤利用料を納入期限日までに納めない場合、納入期限日翌日を起算日とし通常利用料に加え年利5%の遅延損害金を別途お支払いいただきます。また、未納付のまま納入期限日から3ヶ月を経過した場合は、利用許可取消しとし当該保管物品を移動・処分させていただきます。なお処分後は、利用許可日から処分日までの利用料金(遅延損害金含む)及び処分費用を請求させていただきますのでご了承ください。

### 4. 免責

- ①船具ロッカーに保管中のお客様の物品について、当協会の責めに帰さない事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任を当協会は一切負わないものとします。

### 5. その他

- ①申請時の内容に変更がある場合は、速やかに稲毛ヨットハーバーにご連絡ください。

公益財団法人千葉市スポーツ協会 稲毛ヨットハーバー

様式第10号(第8条関係)

千葉市稲毛ヨットハーバーボード・セール保管ラック利用許可申請書						
						平成 年 月 日
公益財団法人 千葉市スポーツ協会 理事長 様				郵便番号		
				住 所		
申請者				氏 名		
				電話番号(自宅)		
				(携帯)		
本利用許可申請書に記載の千葉市稲毛ヨット ハーバーボード・セール保管ラック利用にともなう 遵守事項を承認の上、次のとおり申請します。				メールアドレス		
				団 体 名		
保管物の要目	ボード					本
	セール					枚
	ブーム					本
	マスト					本
	その他					
利用期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで					
利用料	料金区分	年額	・ 月額	・ 日額	月数	料金
<small>(消費税込)</small>						
保管場所番号 (キー番号)						
備考						
[注] 太枠の中を記入してください。				受付印		領収印

千葉県稲毛ヨットハーバー ボード・セール保管ラック利用にともなう遵守事項  
(稲毛ヨットハーバー管理規程による)

1. 利用許可内容および利用期間

- ①利用許可内容は、本申請書表面に記載のある艇(物品)の当施設ボード・セール保管ラックへの保管のみといたします。
- ②利用(保管)期間は、表面に記載の利用期間といたします。
- ③利用(保管)期間中、途中で利用を取りやめる場合は、希望日の1ヶ月前までに申し出てください。
- ④ボード・セール保管ラック利用(保管)期間は最長1年間となります。(ただし、年度を越えない。)
- ⑤お客様が次年度のボード・セール保管ラック利用の更新を希望しない場合は、利用許可期間満了日の1ヶ月前までにお知らせください。
- ⑥次年度ボード・セール保管ラック利用の更新案内は利用当該年度3月中に当協会よりご案内(郵送)させていただきます。更新される場合も、その都度(各年度ごとに)利用許可申請が必要となります。

2. 利用許可の取消し

- ①次の場合の一つに該当する事由があったときは、当協会は何ら通知催告を要することなく直ちに利用許可を取り消すことができるものといたします。
  - ・本遵守事項に違反したとき
  - ・偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
  - ・当協会の承諾なく転貸又はこれらに準ずる行為があったとき。
  - ・その他ヨットハーバーの管理運営上支障があると認められたとき。
- ②利用許可取消し後は速やかに艇(物品)の搬出(撤去)をお願いいたします。
- ③利用許可取消後、当協会による艇(物品)搬出(撤去)催促に対し、お客様から何らかの意思表示がないまま許可取消日から3ヶ月を経過したときは、当該艇(物品)を移動または処分させていただきます。なお、納入済みの利用料の払い戻しは行なわないとともに、処分に係る費用を別途請求させていただきますのでご了承ください。

3. ボード・セール保管ラック利用料

- ①利用料金は一括払い(前納)となります。
- ②ボード・セール保管ラック利用料は表面利用料金欄に記載の額とし、当協会が提示した納期限日までに指定口座または、稲毛ヨットハーバー窓口にて納入してください。
- ③3ヶ月以上利用期間が発生する申請について、納入期限日は利用開始日の翌月末日といたします。なお1年間利用において、4月30日までに一括納付された方は割引料金が適用されます。
- ④年度途中からご利用される場合(1年以上1年未満)当該利用期間に端数があるときは、日割り計算した料金とさせていただきます。
- ⑤利用料を納入期限日までに納めない場合、納入期限日翌日を起算日とし通常利用料に加え年利5%の遅延損害金を別途お支払いいただきます。また、未納付のまま納入期限日から3ヶ月を経過した場合は、利用許可取消しとし当該艇(物品)を移動・処分させていただきます。なお処分後は、利用許可日から処分日までの利用料金(遅延損害金含む)及び処分費用を請求させていただきますのでご了承ください。

4. 免責

- ①ボード・セール保管ラックに保管中のお客様の艇(物品)について、当協会の責めに帰さない事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任を当協会は一切負わないものと

5. その他

- ①申請時の内容に変更がある場合は、速やかに稲毛ヨットハーバーにご連絡ください。

様式第11号(第9条関係)

千葉県稲毛ヨットハーバー艇陸置場利用許可書						
平成    年    月    日						
郵便番号						
住    所						
申請者 氏    名						
電話番号(自宅)						
(携帯)						
メールアドレス						
団 体 名						
修了証番号						
次のとおり許可します。						
艇の要目	艇種		艇名		艇質	
	艇色		艇の長さ		艇の巾	
	吃水		定員数		セール番号	
利用期間	平成    年    月    日 から 平成    年    月    日 まで					
共同所有者	氏名		年齢	住所		電話番号
利用料	種 別	4m以内 ・ 5m以内 ・ 6m以内		月額	円	料
	料金区分	年額 ・ 月額 ・ 日額		月数	円	金
(消費税込)						
<b>艇陸置場番号</b>						
備考						
公益財団法人千葉県スポーツ協会 理 事 長						領収印  

[注] 太枠の中を記入してください。

千葉県稲毛ヨットハーバー艇陸置場利用にともなう遵守事項  
(稲毛ヨットハーバー管理規程による)

1. 利用許可内容および利用期間

- ①利用許可内容は、本申請書表面に記載のある艇の当施設陸置場への保管のみといたします。
- ②利用(保管)期間は、表面に記載の利用期間といたします。
- ③利用(保管)期間中、途中で利用を取りやめる場合は、希望日の1ヶ月前までに申し出てください。
- ④艇陸置場利用(保管)期間は最長1年間となります。(ただし、年度を越えない。)
- ⑤お客様が次年度の艇陸置場利用の更新を希望しない場合は、利用許可期間満了日の1ヶ月前までにお知らせください。
- ⑥次年度艇陸置場利用の更新案内は利用当該年度3月中に当協会よりご案内(郵送)させていただきます。更新される場合も、その都度(各年度ごとに)利用許可申請が必要となります。

2. 利用許可の取消し

- ①次の場合の一つに該当する事由があったときは、当協会は何ら通知催告を要することなく直ちに利用許可を取り消すことができるものといたします。
  - ・本遵守事項に違反したとき
  - ・偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
  - ・当協会の承諾なく転貸又はこれらに準ずる行為があったとき。
  - ・その他ヨットハーバーの管理運営上支障があると認められたとき。
- ②利用許可取消し後は速やかに艇の搬出をお願いいたします。
- ③利用許可取消後、当協会による艇搬出催促に対し、お客様から何らかの意思表示がないまま許可取消日から3ヶ月を経過したときは、当該艇を移動または処分させていただきます。なお、納入済みの利用料の払い戻しは行なわないとともに、処分に係る費用を別途請求させていただきますのでご了承ください。

3. 艇陸置場利用料

- ①利用料金は一括払い(前納)となります。
- ②艇陸置場利用料は表面利用料金欄に記載の額とし、当協会が提示した納期限日までに指定口座または、稲毛ヨットハーバー窓口にて納入してください。
- ③3ヶ月以上利用期間が発生する申請について、納入期限日は利用開始日の翌月末日といたします。なお1年間利用において、4月30日までに一括納付された方は割引料金が適用されます。
- ④年度途中からご利用される場合(1月以上1年未満)当該利用期間に端数があるときは、日割り計算した料金とさせていただきます。
- ⑤利用料を納入期限日までに納めない場合、納入期限日翌日を起算日とし通常利用料に加え年利5%の遅延損害金を別途お支払いいただきます。また、未納付のまま納入期限日から3ヶ月を経過した場合は、利用許可取消しとし当該艇を移動・処分させていただきます。なお処分後は、利用許可日から処分日までの利用料金(遅延損害金含む)及び処分費用を請求させていただきますのでご了承ください。

4. 免責

- ①艇陸置場に保管中のお客様の艇について、当協会の責めに帰さない事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任を当協会は一切負わないものとします。

5. その他

- ①申請時の内容に変更がある場合は、速やかに稲毛ヨットハーバーにご連絡ください。

様式第12号（第9条関係）

※直径8センチメートルとする。



様式第13号(第9条関係)

千葉県稲毛ヨットハーバー艇係留場利用許可書(浮棧橋又は岸壁)

平成 年 月 日

郵便番号  
住 所  
申請者 氏 名  
電話番号(自宅)  
(携帯)  
メールアドレス  
団 体 名  
修了証番号

次のとおり許可します。

艇の要目	艇種		艇名		艇質	
	艇色		艇の長さ		艇の巾	
	吃水		定員数		セール番号	
利用期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで					
共同所有者	氏名		年齢	住所		電話番号
利用料	料金区分	年額 ・ 月額 ・ 日額	月額	円	料	円
			月数			
						(消費税込)
艇係留場番号						
備考						
公益財団法人千葉県スポーツ協会 理 事 長						領収印

[注] 太枠の中を記入してください。

千葉県稲毛ヨットハーバー艇係留場(浮棧橋・岸壁)利用にともなう遵守事項  
(稲毛ヨットハーバー管理規程による)

1. 利用許可内容および利用期間

- ①利用許可内容は、本申請書表面に記載のある艇の当施設係留場への保管のみといたします。
- ②利用(保管)期間は、表面に記載の利用期間といたします。
- ③利用(保管)期間中、途中で利用を取りやめる場合は、希望日の1ヶ月前までに申し出てください。
- ④艇係留場利用(保管)期間は最長1年間となります。(ただし、年度を越えない。)
- ⑤お客様が次年度の艇係留場利用の更新を希望しない場合は、利用許可期間満了日の1ヶ月前までにお知らせください。
- ⑥次年度艇係留場利用の更新案内は利用当該年度3月中に当協会よりご案内(郵送)させていただきます。更新される場合も、その都度(各年度ごとに)利用許可申請が必要となります。

2. 利用許可の取消し

- ①次の場合の一つに該当する事由があったときは、当協会は何ら通知催告を要することなく直ちに利用許可を取り消すことができるものといたします。
  - ・本遵守事項に違反したとき
  - ・偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
  - ・当協会の承諾なく転貸又はこれらに準ずる行為があったとき。
  - ・その他ヨットハーバーの管理運営上支障があると認められたとき。
- ②利用許可取消し後は速やかに艇の搬出をお願いいたします。
- ③利用許可取消後、当協会による艇搬出催促に対し、お客様から何らかの意思表示がないまま許可取消日から3ヶ月を経過したときは、当該艇を移動または処分させていただきます。なお、納入済みの利用料の払い戻しは行なわないとともに、処分に係る費用を別途請求させていただきますのでご了承ください。

3. 艇係留場利用料

- ①利用料金は一括払い(前納)となります。
- ②艇係留場利用料は表面利用料金欄に記載の額とし、当協会が提示した納期限日までに指定口座または、稲毛ヨットハーバー窓口にて納入してください。
- ③3ヶ月以上利用期間が発生する申請について、納入期限日は利用開始日の翌月末日といたします。なお1年間利用において、4月30日までに一括納付された方は割引料金が適用されます。
- ④年度途中からご利用される場合(1月以上1年未満)当該利用期間に端数があるときは、日割り計算した料金とさせていただきます。
- ⑤利用料を納入期限日までに納めない場合、納入期限日翌日を起算日とし連帯利用料に加え年利5%の遅延損害金を別途お支払いいただきます。また、未納付のまま納入期限日から3ヶ月を経過した場合は、利用許可取消しとし当該艇を移動・処分させていただきます。なお処分後は、利用許可日から処分日までの利用料金(遅延損害金含む)及び処分費用を請求させていただきますのでご了承ください。

4. 免責

- ①艇係留場に保管中のお客様の艇について、当協会の責めに帰さない事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任を当協会は一切負わないものとします。

5. その他

- ①申請時の内容に変更がある場合は、速やかに稲毛ヨットハーバーにご連絡ください。

様式第14号(第9条関係)

千葉県稲毛ヨットハーバー船具ロッカー利用許可書					
平成      年      月      日					
郵便番号					
住 所					
申請者 氏 名					
電話番号(自宅)					
(携帯)					
メールアドレス					
団 体 名					
修了証番号					
次のとおり許可します。					
艇種		艇名		艇の長さ	m
艇色		セール番号		艇陸置番号	
利用期間	平成      年      月      日      から 平成      年      月      日      まで      (      月)				
利用者	住所				
	氏名及び団体名				
	電話番号	自宅	携帯		
注意事項	(1) 盗難防止に十分注意すること。 (2) ガソリン、シンナー、プロパンガスその他危険物を保管しないこと。				
利用料	大型 ・ 小型	A B C D E F G H I J			キー番号 No.
	1年、 月	上段	中段	下段	円(消費税込)
備考					
公益財団法人千葉県スポーツ協会 理 事 長					領収印

千葉県稲毛ヨットハーバー船具ロッカー利用にともなう遵守事項  
(稲毛ヨットハーバー管理規程による)

1. 利用許可内容および利用期間

- ①利用許可内容は、本申請書表面に記載のある物品の当施設船具ロッカーへの保管のみといたします。
- ②利用(保管)期間は、表面に記載の利用期間といたします。
- ③利用(保管)期間中、途中で利用を取りやめる場合は、希望日の1ヶ月前までに申し出てください。
- ④船具ロッカー利用(保管)期間は最長1年間となります。(ただし、年度を越えない。)
- ⑤お客様が次年度の船具ロッカー利用の更新を希望しない場合は、利用許可期間満了日の1ヶ月前までにお知らせください。
- ⑥次年度船具ロッカー利用の更新案内は利用当該年度3月中に当協会よりご案内(郵送)させていただきます。更新される場合も、その都度(各年度ごとに)利用許可申請が必要となります。

2. 利用許可の取消し

- ①次の場合の一つに該当する事由があったときは、当協会は何ら通知催告を要することなく直ちに利用許可を取り消すことができるものといたします。
  - ・本遵守事項に違反したとき
  - ・偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
  - ・当協会の承諾なく転貸又はこれらに準ずる行為があったとき。
  - ・その他ヨットハーバーの管理運営上支障があると認めたとき。
- ②利用許可取消し後は速やかに保管物品の撤去をお願いいたします。
- ③利用許可取消後、当協会による保管物品撤去催促に対し、お客様から何らかの意思表示がないまま許可取消日から3ヶ月を経過したときは、当該保管物品を移動または処分させていただきます。なお、納入済みの利用料の払い戻しは行なわないとともに、処分に係る費用を別途請求させていただきますのでご了承ください。

3. 船具ロッカー利用料

- ①利用料金は一括払い(前納)となります。
- ②船具ロッカー利用料は表面利用料金欄に記載の額とし、当協会が提示した納入期限日までに指定口座または、稲毛ヨットハーバー窓口にて納入してください。
- ③3ヶ月以上利用期間が発生する申請について、納入期限日は利用開始日の翌月末日といたします。なお1年間利用において、4月30日までに一括納付された方は割引料金が適用されます。
- ④年度途中からご利用される場合(1月以上1年未満)当該利用期間に端数があるときは、日割り計算した料金とさせていただきます。
- ⑤利用料を納入期限日までに納めない場合、納入期限日翌日を起算日とし通常利用料に加え年利5%の遅延損害金を別途お支払いいただきます。また、未納付のまま納入期限日から3ヶ月を経過した場合は、利用許可取消しとし当該保管物品を移動・処分させていただきます。なお処分後は、利用許可日から処分日までの利用料金(遅延損害金含む)及び処分費用を請求させていただきますのでご了承ください。

4. 免責

- ①船具ロッカーに保管中のお客様の物品について、当協会の責めに帰さない事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任を当協会は一切負わないものとします。

5. その他

- ①申請時の内容に変更がある場合は、速やかに稲毛ヨットハーバーにご連絡ください。

様式第15号(第9条関係)

千葉県稲毛ヨットハーバー揚降機利用許可書			
		平成	年
		月	日
申請者		郵便番号	
		住所	
		氏名	
		電話番号(自宅)	
		(携帯)	
次のとおり許可します。		メールアドレス	
		団体名	
陸置番号			
艇種			
利用期間	平成	年	月 日 時 分から 時 分まで
補助人員			
利用料	学生	一般	円(消費税込)
備考			
公益財団法人千葉県スポーツ協会 理事長			領収印

[注] 太枠の中を記入してください。



					標旗番号	
千葉県稲毛ヨットハーバー貸ヨット利用許可書						
				郵便番号		
				住 所		
				氏 名		
申請者				電話番号(自宅)		
				(携帯)		
				メールアドレス		
次のとおり許可します。				団 体 名		
				修了証番号		
艇種				セール番号		
		氏 名	年齢	住 所	電話番号	
艇長	1					
同乗者	2					
	3					
	4					
	5					
出航日時	平成	年	月	日	午前・午後	時 分
入港日時	平成	年	月	日	午前・午後	時 分
入港届出者氏名						
利用料	学生	トッパー	RS	シカーラ	料 金	
	一般	シーホッパー	Y-15	ダイセーラー		
						円 (消費税込)
艇番号						
貸出	返却	領収印		公益財団法人 千葉県スポーツ協会 理事長		

備考 公益財団法人千葉県スポーツ協会の管理規程及び安全運用規程を守り、係員の指示に従うこと。





千葉県稲毛ヨットハーバー艇庫(艇保管)利用にともなう遵守事項  
(稲毛ヨットハーバー管理規程による)

1. 利用許可内容および利用期間

- ①利用許可内容は、本申請書表面に記載のある艇の当施設艇庫への保管のみといたします。
- ②利用(保管)期間は、表面に記載の利用期間といたします。
- ③利用(保管)期間中、途中で利用を取りやめる場合は、希望日の1ヶ月前までに申し出てください。
- ④艇庫利用(保管)期間は最長1年間となります。(ただし、年度を越えない。)
- ⑤お客様が次年度の艇庫利用の更新を希望しない場合は、利用許可期間満了日の1ヶ月前までにお知らせください。
- ⑥次年度艇庫利用の更新案内は利用当該年度3月中に当協会よりご案内(郵送)させていただきます。更新される場合も、その都度(各年度ごとに)利用許可申請が必要となります。

2. 利用許可の取消し

- ①次の場合の一つに該当する事由があったときは、当協会は何ら通知催告を要することなく直ちに利用許可を取り消すことができるものといたします。
  - ・本遵守事項に違反したとき
  - ・偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
  - ・当協会の承諾なく転貸又はこれらに準ずる行為があったとき。
  - ・その他ヨットハーバーの管理運営上支障があると認められたとき。
- ②利用許可取消し後は速やかに艇(物品)の搬出(撤去)をお願いいたします。
- ③利用許可取消後、当協会による艇搬出催促に対し、お客様から何らかの意思表示がないまま許可取消日から3ヶ月を経過したときは、当該艇を移動または処分させていただきます。なお、納入済みの利用料の払い戻しは行なわないとともに、処分に係る費用を別途請求させていただきますのでご了承ください。

3. 艇庫利用料

- ①利用料金は一括払い(前納)となります。
- ②艇庫利用料は表面利用料金欄に記載の額とし、当協会が提示した納期限日までに指定口座または、稲毛ヨットハーバー窓口にて納入してください。
- ③3ヶ月以上利用期間が発生する申請について、納入期限日は利用開始日の翌月末日といたします。なお1年間利用において、4月30日までに一括納付された方は割引料金が適用されます。
- ④年度途中からご利用される場合(1月以上1年未満)当該利用期間に端数があるときは、日割り計算した料金とさせていただきます。
- ⑤利用料を納入期限日までに納めない場合、納入期限日翌日を起算日とし通常利用料に加え年利5%の遅延損害金を別途お支払いいただきます。また、未納付のまま納入期限日から3ヶ月を経過した場合は、利用許可取消しとし当該艇を移動・処分させていただきます。なお処分後は、利用許可日から処分日までの利用料金(遅延損害金含む)及び処分費用を請求させていただきますのでご了承ください。

4. 免責

- ①艇庫に保管中のお客様の艇について、当協会の責めに帰さない事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任を当協会は一切負わないものとします。

5. その他

- ①申請時の内容に変更がある場合は、速やかに稲毛ヨットハーバーにご連絡ください。



千葉県稲毛ヨットハーバー艇庫・船具ロッカー室(物品保管区域借用)利用にともなう遵守事項  
(稲毛ヨットハーバー管理規程による)

1. 利用許可内容および利用期間

- ①利用許可内容は、本申請書表面に記載のある物品の当施設艇庫・船具ロッカー室への保管のみといたします。
- ②利用(保管)期間は、表面に記載の利用期間といたします。
- ③利用(保管)期間中、途中で利用を取りやめる場合は、希望日の1ヶ月前までに申し出てください。
- ④艇庫・船具ロッカー室利用(保管)期間は最長1年間となります。(ただし、年度を越えない。)
- ⑤お客様が次年度の艇庫・船具ロッカー室利用の更新を希望しない場合は、利用許可期間満了日の1ヶ月前までにお知らせください。
- ⑥次年度艇庫・船具ロッカー室利用の更新案内は利用当該年度3月中に当協会よりご案内(郵送)させていただきます。更新される場合も、その都度(各年度ごとに)利用許可申請が必要となります。

2. 利用許可の取消し

- ①次の場合の一つに該当する事由があったときは、当協会は何ら通知催告を要することなく直ちに利用許可を取り消すことができるものといたします。
  - ・本遵守事項に違反したとき
  - ・偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
  - ・当協会の承諾なく転貸又はこれらに準ずる行為があったとき。
  - ・その他ヨットハーバーの管理運営上支障があると認めたとき。
- ②利用許可取消し後は速やかに保管物品の撤去をお願いいたします。
- ③利用許可取消後、当協会による保管物品撤去催促に対し、お客様から何らかの意思表示がないまま許可取消日から3ヶ月を経過したときは、当該保管物品を移動または処分させていただきます。なお、納入済みの利用料の払い戻しは行なわないとともに、処分に係る費用を別途請求させていただきますのでご了承ください。

3. 艇庫・船具ロッカー室(物品保管区域借用)利用料

- ①利用料金は一括払い(前納)となります。
- ②艇庫・船具ロッカー室利用料は表面利用料金欄に記載の額とし、当協会が提示した納期限日までに指定口座または、稲毛ヨットハーバー窓口にて納入してください。
- ③3ヶ月以上利用期間が発生する申請について、納入期限日は利用開始日の翌月末日といたします。なお1年間利用において、4月30日までに一括納付された方は割引料金が適用されます。
- ④年度途中からご利用される場合(1年以上1年未満)当該利用期間に端数があるときは、日割り計算した料金とさせていただきます。
- ⑤利用料を納入期限日までに納めない場合、納入期限日翌日を起算日とし通常利用料に加え年利5%の遅延損害金を別途お支払いいただきます。また、未納付のまま納入期限日から3ヶ月を経過した場合は、利用許可取消しとし当該保管物品を移動・処分させていただきます。なお処分後は、利用許可日から処分日までの利用料金(遅延損害金含む)及び処分費用を請求させていただきますのでご了承ください。

4. 免責

- ①船具ロッカーに保管中のお客様の物品について、当協会の責めに帰さない事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任を当協会は一切負わないものとします。

5. その他

- ①申請時の内容に変更がある場合は、速やかに稲毛ヨットハーバーにご連絡ください。

公益財団法人千葉県スポーツ協会 稲毛ヨットハーバー

様式第21号(第9条関係)

千葉県稲毛ヨットハーバーボード・セール保管ラック利用許可書						
						平成 年 月 日
公益財団法人 千葉県スポーツ協会						
理事長 様			郵便番号			
			住 所			
			申請者 氏 名			
			電話番号(自宅)			
			(携帯)			
			メールアドレス			
			団 体 名			
次のとおり許可します。						
保管物の要目	ボード					本
	セール					枚
	ブーム					本
	マスト					本
	その他					
利用期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで					
利用料	料金区分	年額	・ 月額	・ 日額	月数	料金
<small>(消費税込)</small>						
保管場所番号 (キー番号)						
備考						
公益財団法人千葉県スポーツ協会 理 事 長						領収印

千葉県稲毛ヨットハーバー ボード・セール保管ラック利用にともなう遵守事項  
(稲毛ヨットハーバー管理規程による)

1. 利用許可内容および利用期間

- ①利用許可内容は、本申請書表面に記載のある艇(物品)の当施設ボード・セール保管ラックへの保管のみといたします。
- ②利用(保管)期間は、表面に記載の利用期間といたします。
- ③利用(保管)期間中、途中で利用を取りやめる場合は、希望日の1ヶ月前までに申し出てください。
- ④ボード・セール保管ラック利用(保管)期間は最長1年間となります。(ただし、年度を越えない。)
- ⑤お客様が次年度のボード・セール保管ラック利用の更新を希望しない場合は、利用許可期間満了日の1ヶ月前までにお知らせください。
- ⑥次年度ボード・セール保管ラック利用の更新案内は利用当該年度3月中に当協会よりご案内(郵送)させていただきます。更新される場合も、その都度(各年度ごとに)利用許可申請が必要となります。

2. 利用許可の取消し

- ①次の場合の一つに該当する事由があったときは、当協会は何ら通知催告を要することなく直ちに利用許可を取り消すことができるものといたします。
  - ・本遵守事項に違反したとき
  - ・偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
  - ・当協会の承諾なく転貸又はこれらに準ずる行為があったとき。
  - ・その他ヨットハーバーの管理運営上支障があると認められたとき。
- ②利用許可取消し後は速やかに艇(物品)の搬出(撤去)をお願いいたします。
- ③利用許可取消後、当協会による艇(物品)搬出(撤去)催促に対し、お客様から何らかの意思表示がないまま許可取消日から3ヶ月を経過したときは、当該艇(物品)を移動または処分させていただきます。なお、納入済みの利用料の払い戻しは行なわないとともに、処分に係る費用を別途請求させていただきますのでご了承ください。

3. ボード・セール保管ラック利用料

- ①利用料金は一括払い(前納)となります。
- ②ボード・セール保管ラック利用料は表面利用料金欄に記載の額とし、当協会が提示した納期限日までに指定口座または、稲毛ヨットハーバー窓口にて納入してください。
- ③3ヶ月以上利用期間が発生する申請について、納入期限日は利用開始日の翌月末日といたします。なお1年間利用において、4月30日までに一括納付された方は割引料金が適用されます。
- ④年度途中からご利用される場合(1月以上1年未満)当該利用期間に端数があるときは、日割り計算した料金とさせていただきます。
- ⑤利用料を納入期限日までに納めない場合、納入期限日翌日を起算日とし通常利用料に加え年利5%の遅延損害金を別途お支払いいただきます。また、未納付のまま納入期限日から3ヶ月を経過した場合は、利用許可取消しとし当該艇(物品)を移動・処分させていただきます。なお処分後は、利用許可日から処分日までの利用料金(遅延損害金含)及び処分費用を請求させていただきますのでご了承ください。

4. 免責

- ①ボード・セール保管ラックに保管中のお客様の艇(物品)について、当協会の責めに帰さない事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任を当協会は一切負わないものと

5. その他

- ①申請時の内容に変更がある場合は、速やかに稲毛ヨットハーバーにご連絡ください。

様式第22号(第13条関係)

千葉市稲毛ヨットハーバー利用料減免申請書		
平成 年 月 日		
公益財団法人 千葉市スポーツ協会 理事長 様	郵便番号 住 所 氏 名 申請者 電話番号(自宅) (携帯) メールアドレス 団 体 名	
次のとおり申請します。		
利用時間		
利用目的	行事名称	
	行事内容	
主催者	住所 氏名 団体名 代表者名 電話番号	
申請理由		
承認年月日 番号	年 月 日 第 号	
利用料	円(消費税込)	
備考		

[注] 太枠の中を記入してください。

様式第23号(第14条関係)

千葉県稲毛ヨットハーバー利用料金還付申請書	
平成 年 月 日	
公益財団法人 千葉県スポーツ協会 理事長 様	郵便番号 住 所 氏 名 申請者 電話番号(自宅) (携帯) メールアドレス 団 体 名
次のとおり申請します。	
利用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
利用目的	
主催者	住所 氏名 団体名 代表者名 電話番号
申請理由	
承認年月日 番 号	年 月 日 第 号
還付金額	円(消費税込)
備考	

[注] 太枠の中を記入してください。

平成 年 月 日

強化訓練対象者届出書

公益財団法人 千葉市スポーツ協会

理事長 様

届出者 住所  
団体名  
代表者名  
電話番号

平成 年度 大会に望むにあたり、強化訓練対象者として届出いたします。

No.	氏名	年齢	所属	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

なお、強化訓練にあたり安全対策として、下記のことを遵守いたします。

記

- (1)出港の際は、ライフジャケットを必ず着用させる。
- (2)出港の際は、監視救助艇を必ず配備する。ただし、ヨット数及び気象・海象の状況により監視救助艇を増加させる。
- (3)監視救助艇は各種情報の伝達及び緊急連絡のための通信手段として、無線機または携帯電話を必ず備える。
- (4)南・南西・西の強風時の帰港は、必ず港口付近に監視救助艇を配備する。また、ヨットの縮帆等の手段をとり、より安全な方法で入港するように指導する。

## 強化訓練帆走者名簿

申請者 住 所

団体名

代表者名

電話番号

下記のとおり、強化訓練のための帆走許可を申請いたします。

- 1 帆走年月日           平成       年       月       日       (    )
- 2 帆走予定時間       午前・午後       時       分～午前・午後       時       分
- 3 責任者
- 4 監視救助艇
- 5 選手名・艇種

No.	スキッパー	クルー	艇 種	セールNo.	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
備考		帰港時間	確認者	所長	係長
		午前・午後  時    分			

様式第25号(第20条関係)

		標記番号			
千葉県稲毛ヨットハーバー帆走許可申請書 平成 年 月 日 公益財団法人 千葉県スポーツ協会 理事長 様 郵便番号 住 所 氏 名 申請者 電話番号(自宅) (携帯) メールアドレス 団 体 名 修了証番号					
艇種			艇名		
艇色	セール番号			艇陸置番号	乗員数
	氏名		年齢	住所	
船長					
同乗者					
安全備品	ライフジャケット・アンカー・アンカーロープ・パドル・パウライン・ウエットスーツ・ドライスーツ				
出港日時	平成 年 月 日	午前・午後	時 分	帰着申告者氏名	
入港日時	平成 年 月 日	午前・午後	時 分		
利用者	当日利用		4m ・ 5m ・ 6m		料 金 円(消費税込)
備考			領 収 済 印	許 可 済 印	

- [注] 1 太枠の中を記入してください。  
 2 強化訓練のための帆走許可申請のときは、強化訓練帆走者名簿を添付してください。

様式第 26 号 (第 20 条関係)



(備考) 標旗は縦 31 cm, 横 38 cm の布製とする。

様式第27号(第24条関係)

千葉市稲毛ヨットハーバー航行届			
平成 年 月 日			
公益財団法人 千葉市スポーツ協会		郵便番号	
理事長 様		住 所	
		氏 名	
申請者		電話番号(自宅)	
		(携帯)	
		メールアドレス	
次のとおり申請します。		団 体 名	
		修了証番号	
	氏 名	住 所	電話番号
艇長			
同乗者	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
安全備品	法定安全備品一式 ・ 曳航索 ・ ボードフック ・ バウライン		
出航日時	平成 年 月 日	入航日時	平成 年 月 日
	午前・午後 時 分		午前・午後 時 分
艇名	報告者		
乗員数	名	活動記録	指導 ヨット 艇 ウインド 艇
会議免許番号			指導 ヨット 艇 ウインド 艇
航行目的	監視 ・ 行事協力 ・ 訓練 その他		指導 ヨット 艇 ウインド 艇
帆走海域	A ・ B ・ C	特記事項	
マーク使用	有( 個) ・ 無	活動区分	
携帯電話	有(Tel ) ・ 無		
貸出備品	無線	No.	出航区分
	電池	No.	
			No.
受付職員	その他	備品返却	無線 No.
			電池 No.
受付職員	その他		
マーク使用	海域 個	受付職員	
特記事項			

様式第28号(第26条関係)

千葉県稲毛ヨットハーバー行事申請書 平成 年 月 日			
公益財団法人 千葉県スポーツ協会 理事長 様	郵便番号 住 所 氏 名 申請者 電話番号(自宅) (携帯) メールアドレス		
次のとおり申請します。		団 体 名 修了証番号	
行事名			
行事の目的			
期日	平成 年 月 日 時 分 から 平成 年 月 日 時 分まで		
帆走海域	A ・ B ・ C		
参加艇数			
参加資格			
安全対策			
施設設備の利用			
利用施設名	数	借用備品	数
会議室	室	無線機	台
講習室	室	メガホン	台
和室	室	テント	張
ヨット持込	艇	長机	卓
駐車場	台	椅子	脚
その他		その他	
担当者名			
連絡先		電話番号	
備考			